

○津市子ども・子育て会議条例

平成25年 9 月27日 条例第31号

改正

令和 5 年 7 月 3 日 条例第14号

津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、法第72条第 1 項各号に掲げる事務を処理することとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する所掌事務に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て関係団体の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。